

★電子納付とは、
保管金をインターネットバンキング、
Pay-easy(ペイジー)対応のATM等を用いて納付することです。

原則として24時間365日、
いつでもどこからでも納付
ができます。

事前登録を行うと全国の
裁判所で利用することが
できます。

電子納付の場合、裁判所
への保管金提出書の提出
は不要です。

電子納付には、ほとん
どの場合、振込手数料
が掛りません。(注)

(注) ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によつては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に手続きされた電子納付は、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。

特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、ご注意ください。

(問い合わせ先)

水戸地方裁判所事務局会計課出納第二係 電話029-224-8185(ダイヤルイン)

★電子納付をするには？

ステップ1

利用者登録をします。

電子納付利用者登録
申請書を提出

【提出先】

水戸地裁会計課
出納第二係等(注)

↓

電子納付利用登録票
を受け取る。

ステップ2

電子納付用の保管金提出書
を受け取ります。

電子納付利用登録票
の「登録コード」を
担当書記官に告げる。

↓

担当書記官から
電子納付用の保管金
提出書を受け取る。

ステップ3

インターネットバンキングPay
-easy(ペイジー)対応の銀行
ATM等で、電子納付をします。

電子納付用の保管金提
出書に記載されている
「収納機関番号、納付
番号及び確認番号」を
機械に入力する。

(注) 水戸地裁では、
管内支部
管内独立簡易裁判所
においても利用者登録ができます。